



活断層上の志賀原発は廃炉に!! 司法は逃げずに責任を果たせ!

ご通行中のみなさま、各地から金沢へお越しのみなさま。私たちは能登半島にある志賀原発の廃炉を目指し、金沢地方裁判所に運転差止めを求める裁判を起こしている原告団です。提訴から六年が経過しました。最大の争点は原子炉直下も含めた原発敷地内にある断層が活断層かどうかです。活断層ならばもちろん原発を動かすことはできません。廃炉です。

この間、原子力規制委員会の下に設けられた有識者会合、そのメンバーは地震や地質などの専門家五人からなりますが、約二年間、八回の会合、二回の現地調査さらに他の専門家の評価を受けるピア・レビューを経て二〇一六年三月、全員一致で「活断層の可能性は否定できない」という結論をまとめました。

これを受け、私たちはこの評価書を重要な証拠として裁判所に提出しました。当時の藤田昌宏裁判長も断層評価を最大の争点と捉え、「原子力規制委員会の判断を待たず、司法としての判断を下す」という方針を示していました。

ところが昨年四月に赴任した加島慈人裁判長はこの方針を一転させ、「原子力規制委員会の議論を見守るのが妥当」と、訴訟方針を一八〇度転換させました。

私たちは命と暮らしを守るため、憲法に保障された人格権、環境権を根拠に原発の差止めを求めています。規制委員会という行政の一組織の判断を聞きたくて裁判を起こしているわけではありません。これでは**司法の責任放棄**です。規制委員会の判断を待つような裁判所ならいりません。裁判長には改めて早期の結審、判決を求めます。

いま、全国各地では福島事故の悲惨な現状を忘れたかのように原発の再稼働が相次いでいます。再稼働はすべて規制委員会の新規制基準の適合性審査の「合格」という手続きを経ています。規制委員会は発足当初の独立性、中立性が失われ、安倍政権の原発再稼働路線に追随する組織へ、さらにはより積極的に貢献する組織へと変貌しつつあります。

活断層という評価を科学的な証拠で否定できない被告北陸電力は、このような規制委員会に**一縷の望み**をかけています。

裁判長の方針転換は、北陸電力への助け舟でもあります。フクシマの責任の一端は、それまでことごとく原発の運転差止めを求める原告の訴えを退け、国策に追随してきた司法にもあります。責任の自覚が、福井地裁や大津地裁、広島高裁の運転差止判決につながっています。

いままたフクシマを忘れ、国策に追随する流れを私たちは絶対に許すわけにはいきません。司法は逃げずに原発と向き合え！活断層問題に向き合え！司法は責任を果たせ！加島裁判長は逃げるな！



志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団
TEL (076) 261-4657